

第35回総会 議事録

総会開会時刻 令和5年5月29日（月曜日）午後1時30分

総会開会場所 市役所4階 大会議室

（農業委員の出席）

1番 一柳 泰徳	3番 錦野 伸策	6番 栗本 謙二	7番 廣田 由美
9番 谷崎 賢二	10番 矢野 伸二	11番 江崎 恵子	13番 服部 雅基
14番 川瀬 益栄	15番 船越 康博	16番 關 藤子	17番 森 博之
19番 青木 正廣			

（農業委員の欠席者）

2番 竹内 信行	4番 谷崎 徹	5番 金西 章	8番 豊田 泉朱
12番 増井 道宏	18番 高井 トミエ		

（農地利用最適化推進委員の出席）

1区 庄野 博美	2区 柳川 昌弘	3区 島田 正明	3区 松下 傳
5区 宮田 芳和	5区 辻 義徳	6区 庄野 敏彦	7区 小松 晃
7区 徳山 守	8区 内多 泰美	9区 岡崎 勢一	10区 宮城 仁
10区 里村 雅博			

（農地利用最適化推進委員の欠席者）

4区 石原 美史	6区 橋本 春男	9区 吉積 幸二
----------	----------	----------

（出席者）

局長 横山 篤 次長 水口 理恵 書記 武田 嗣未

議案

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」

議案第2号「農用地利用集積計画案審議について」

議案外

報告第1号「農地移動適正化斡旋の中止について」

その他

推進委員等の最適化活動の点検・評価」及び「農業委員会の最適化活動の点検・評価」の実施について

令和5年度前期分 農業振興地域整備計画の変更について

総会開始 午後1時30分

議長（青木会長）

それでは、小松島市農業委員会 第35回総会を開催いたします。

議事に入る前に議事録署名者に、13番服部雅基委員、17番森博之委員をご指名いたします。よろしく願いいたします。

なお、2番竹内委員、4番谷崎徹委員、5番金西委員、8番豊田委員、12番増井委員、18番高井委員より欠席の届出がありました。

在任委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（次長）

議案書の2ページをお開きください。議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、申請件数は、1件、1筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、申請受付日、受付番号を朗読

議長（青木会長）

整理番号1番について、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号1番、田1筆、面積1,347㎡、労力不足による所有権移転の申請です。

譲渡人は、労力不足のため、農地を手放すことを検討していたところ、譲受人との間で話がまとまり、農地法第3条許可申請が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。なお、通作距離は、25キロメートルとのことで、距離があるのですが、譲受人は、以前から小松島市内に農地を所有しており、耕作を行っておりますので、問題ないと考えております。

以上です。

議長（青木会長）

ありがとうございます。

担当委員は私になりますので、補足させていただきます。

本人は藍住町の方に住んでいるとのことなんですが、〇〇町の方に農地をたくさん持っているそうです。それと、トラクターや倉庫もあるそうです。親御さんがこっちにいるということだそうで、出来るということで色んなところから土地を買っているということで、何にも問題はございませんので、宜しく願いいたします。

それでは、整理番号1番の質疑に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号1番は、原案どおり可決と認めます。

以上で議案第1号の審議を終了いたします。

引き続き、議案第2号「農用地利用集積計画案審議について」、事務局より説明をお願いします。

事務局（次長）

議案書の3ページをお開きください。

議案第2号「農用地利用集積計画案審議について」、申請件数は18件、51筆です。

◆議案書にそって、利用権の種類、設定する者、設定を受ける者、設定する農用地を朗読

農用地利用集積計画案審議は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否について判断を依頼されたものです。

審議内容について、ご説明いたします。

今回利用権設定の申し出のあった農地については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める各要件を満たしていると考えます。

要件とは、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合すること、利用権の設定を受けた後において、耕作等に供すべき農用地のすべてについて効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められること、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、対象農地の関係権利者の同意が得られていることなどでございます。

4ページからの総括表に契約内容の詳細を記載してありますので、ご確認ください。

以上です。

議長（青木会長）

ただいま、事務局より申請内容についての説明がありました。

それでは、議案第2号の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、議案第2号については、可決と認めます。

以上で議案第2号を終了いたします。

以上で議案についての審議を終了いたします。

それでは、引き続き議案外に移ります。

報告第1号「農地移動適正化幹旋の中止について」

議案外について事務局より報告をお願いします。

事務局（次長）

続きまして、議案書の8ページをお開きください。

報告第1号「農地移動適正化幹旋の中止について」、件数は1件、1筆です。

- ◆議案書にそって、所在地、地目、面積、所有者、申請年月日、受付番号、顛末書提出日、受付番号、あっせん終了通知日、あっせん結果を朗読

こちらの案件に関しましては、2年以上の期間、各担当委員に、あっせん候補者となれる方に対し、働きかけを行っていただきましたが、話がまとまらなかったため、この度、斡旋顛末書が提出され、不成立となりました。

提出書類を審査した結果、すべて完備しておりましたので、あっせん申出者には、斡旋終了通知書を送付いたしました。

以上で議案外の報告を終わります。

議長

ただいま、事務局より議案外1件について報告がありました。

何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

質疑なし、と認めます。よって、議案外について終わります。

引き続き、その他の案件の協議に移ります。

令和4年度の「推進委員等の最適化活動の点検・評価」及び「農業委員会の最適化活動の点検・評価」の実施について、事務局より説明をお願いします。

事務局（次長）

令和4年度「推進委員等の最適化活動の点検・評価」及び「農業委員会の最適化活動の点検・評価」の実施について、ご説明いたします。

今までは、前年度の点検・評価と現年度の活動計画について、農業委員会は、毎年度5月末までに、前年度の点検・評価結果及び当該年度の目標とその達成に向けた活動計画を決定することとされておりました。

今年度からは、事務処理の流れに変更がございまして、令和4年2月の農林水産省経営局長通知、農林水産省経営局農地政策課長通知により、当該年度の最適化活動の目標の設定等については、3月の総会でお諮りし、すでに県等への報告、ホームページでの公表を行っております。前年度の推進委員等及び農業委員会の最適化活動の実施状況と最適化活動の目標の達成状況につきましては、5月末までに、総会において点検・評価をすることとされておりますので、今月の議案として挙げさせていただいております。

それでは、お手元の資料に添って、具体的な説明に移ります。なお、今回、資料に記載させていただいている数値につきましては、少数点以下の端数処理の関係で、若干、変動する可能性がございますので、ご了承いただければと思います。

まず、お手元の資料①（A3サイズ）をご覧ください。こちらは、令和4年度の農業委員会全体の最適化活動の目標と実績をまとめたものとなっております。

資料①の左端が、1. 最適化活動の成果目標となりまして、(1) 農地の集積、(2) 遊休農地の解消等、(3) 新規参入の促進の欄に分かれております。(1) 農地の集積については、集積率の目標が、26.8パーセントとしておりましたが、これに対し、実績として、農地面積が1,510ヘクタール、そのうち、集積面積が330.5ヘクタールですので、令和4年度末の集積率は、21.9パーセントとなっております。

次に、(2) 遊休農地の解消等についてですが、既存の緑区分の解消面積の目標が2.98ヘク

タールに対し、実績が1.64ヘクタールですので、資料には記載がございませんが、目標に対する達成率は55.0パーセントとなります。新規発生の解消面積は、令和3年度に発生し、令和4年度に解消した面積の目標と実績を記載しております。目標が2ヘクタール、実績が0.35ヘクタールとなっております。

次に、(3)新規参入の促進についてですが、「同意・公表面積」とありますが、これは、農地所有者の方に新規参入者の方に貸し付け等を行うことについて同意を得た農地の面積のこととごさいます。目標は、5.8ヘクタールで、令和4年度の実績は、ゼロとなっております。

次に、2.最適化活動の活動目標になります。こちらの活動日数や内容につきましては、毎月、委員のみなさまに提出していただいている活動記録簿から集計したものととなります。

まず、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数という欄ですが、月当たり活動日数の目標は、10日としておりますが、委員会全体の平均は約7日とございました。お手元の資料では、「8日」となっております。申し訳ありませんが、訂正をお願いいたします。また、(2)活動強化月間の設定は、目標を3回としておりましたが、実績は2回とございます。(3)新規参入相談会への参加につきましては、昨年度アスティとくしまで開催されたとくしまビジネスチャレンジメッセに、参加をしておりますので、目標どおりとなっております。

最後に、3.点検・評価結果になりますが、農業委員会の点検・評価結果(評語)を記載する欄ががございます。こちらには、お手元の参考資料①(A4サイズ)の【表2】をご覧くださいと、各目標の達成状況に応じて、点数化されておまして、令和4年度の農業委員会全体としては、【表2】を元に算定いたしますと、合計で4点になりまして、これを【表1】に当てはめると、一番下の5点未満で、「目標に対して期待を(やや)下回る結果となった」という評語となります。その右側の推進委員等の点検・評価結果という欄につきましては、各委員のみなさまの点検・評価の結果を反映したものとなっております。こちらは、これからご説明させていただくのですが、委員さん個人の実績結果をもとに、参考資料②(A4サイズ)の表により、点数化して、各評語に当てはめて、人数を算定しております。

それでは、次に資料②(A4サイズ)をお願いいたします。先ほどの資料①は農業委員会全体の点検・評価になりますが、資料②「令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」につきましては、委員のみなさま、おひとりおひとりの点検・評価をするシートとなっております。上段の1.推進委員等による最適化活動の実施状況及び点検・評価の(1)最適化活動の実施状況につきましては、毎月、みなさまにご提出いただいている活動記録簿を集計したものととなります。その下の(2)成果目標の達成状況及び自己点検・評価の結果の①成果目標の達成状況につきましては、各委員さんの目標面積や実績面積を足し合わせますと、資料①の委員会全体の目標や実績の数値と一致しているということとございます。その横の②自己の点検・評価につきましては、活動実績、成果実績について、各自で自己点検していただく欄となっております。自由に記入していただくようになるのですが、今回初めてこのような形で点検・評価することとなりましたので、便宜上、三択の形式にさせていただきました。

次に、一番下の2.農業委員会による点検・評価になります。全体としての評語の欄は、委員さん個人の実績を参考資料②(A4サイズ)の表1の評語に当てはめたものとなります。その横の総会で出された意見は、この後、これらの案件をお諮りして、その際に出たご意見を事務局で取りまとめさせていただきます。

なお、この後、こちらの案をお諮りしていただいて、その結果も踏まえて仕上げた、資料②のシートにつきましては、各委員の皆さまに通知することとなっておりますので、また後日仕上げたものをお送りさせていただきたいと思っております。

また、本日お諮りした結果をホームページで公表等を行うこととなりますが、ホームページでの公表等は、農業委員会全体の分になりますので、資料②の委員さん個人の評価結果は、公表などはいたしませんので、宜しくお願いたします。

それから、本日の資料①と資料②につきましては、最後に回収させていただきます。お帰りの際に、机の上に置いたまま、お帰り下さいますようお願いいたします。

説明につきましては、以上となります。

議長

ただいま、事務局より令和4年度の「推進委員等の最適化活動の点検・評価」及び「農業委員会の最適化活動の点検・評価」の実施について、説明がありました。

各々の点検・評価について、個別にでも、全体的にでも何かご質疑、ご意見等はありませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ご意見等ないようですので、令和4年度の「推進委員等の最適化活動の点検・評価」及び「農業委員会の最適化活動の点検・評価」の実施について、承認いたします。

それでは、引き続き「令和5年度前期分 農業振興地域整備計画の変更について」事務局より説明をお願いします。

事務局（局長）

「令和5年度前期分 農業振興地域整備計画の変更について」でございます。

令和5年度前期分小松島農業振興地域整備計画の変更、いわゆる農振除外ですが、これに係る意見、農地転用許可の見込み等について、小松島市農林水産課より農業委員会に意見照会がきております。

今回の除外申請件数は、10件、21筆です。

また、編入申請についてはございません。

農業振興地域整備計画については、優良農地の確保と計画的な農業振興を図るため、市が策定している計画でございます。この農用地区域に指定された農地「いわゆる青地」については、農業の用途以外の目的に使用することが制限されていて、農地以外に転用をして使用したい場合は、まず農用地区域からの除外「いわゆる白地」とする必要があるございます。

この手続きの流れの中で、市は農協や土地改良区、農業委員会等にそれぞれの意見を確認することとなっておりますので、今回、意見書の照会がありました。意見徴取ののち、縦覧公告や異議申し立て、県との協議等の手続きへと進んでまいります。順調に手続きが進みますと6か月程度で計画変更が承認され、そのあと農地転用等の申請書が提出される見込みでございます。

農林水産課からの意見書について農業委員会では、除外申請地が農地転用申請を行うことを前提とした場合、「農地区分や変更目的、計画面積等が適切であること」、「農業上の効率的な利用、農地の集団や耕作に支障を及ぼすおそれがないこと」等を確認のうえ、農地転用の見込み等についての意見をまとめ提出することとなります。

委員各位におかれましては、現地にてこれらをご確認いただき、担当委員としての意見書のご提出をお願いいたします。

なお、提出期限は、6月14日（水）までとさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

今回提出されている案件の担当委員は8名でございます。

担当委員の方には、資料を既にお手元に配布させていただいています。ご確認のうえ、担当委員としての意見をご記入の上ご提出をよろしくお願いいたします。

説明については、以上です。

議長

ただいま「令和5年度前期分 農業振興地域整備計画の変更について」について、事務局から説明がありました。

何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

質疑なしと認めます。

担当委員さん、よろしく願いいたします。

「令和5年度前期分 農業振興地域整備計画の変更について」を終わります。

以上で、本日の審議はすべて終了いたします。

この後、事務局より事務連絡がございますので、よろしく願いいたします。

終了時刻 午後2時00分

議事録署名委員 13番 服部 雅基 委員

17番 森 博之 委員